

## 戸田市スポーツ大会出場選手助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市の生涯スポーツの推進を図るため、本市在住の競技者等が世界大会等に出場する場合に、大会参加経費の一部として戸田市スポーツ大会出場選手助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付については、戸田市補助金等交付規則(平成21年規則第6号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (助成対象者)

第2条 助成の対象者は、助成の対象となる大会(以下「助成対象大会」という。)に出場する選手、監督及びコーチで、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 戸田市内に住所を有すること。

(2) 予選大会等の成績により選出されていること又は選考会等の成績により国、県及びこれに準ずる組織から推薦されていること。

2 監督及びコーチについては、大会規定等に定める者とする。

### (助成対象大会)

第3条 助成対象大会は、次の各号のいずれかに掲げる団体が主催するもので、予選会から一貫の大会でなければならない。ただし、県などの選抜による出場の場合は、予選を経なくともよい。

(1) 国際オリンピック委員会(IOC)又は国際パラリンピック委員会(IPC)

(2) 国際オリンピック委員会(IOC)又は国際パラリンピック委員会(IPC)加盟団体、承認団体等

(3) 日本スポーツ協会又は日本パラスポーツ協会加盟団体、承認団体等

(4) 国又は地方公共団体

(5) その他市長が認めた団体

### (適用除外)

第4条 この助成金は、学校教育活動に関連する大会で小体連、中体連又は高体連が主催する大会には適用しない。

### (助成金交付額)

第5条 助成の対象となる大会参加経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者が負担する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 出場料又は参加料等
- (2) 交通費
- (3) 宿泊代

第6条 助成金の交付額は、次に掲げる限度額のうち、予算の範囲内で市長が定める。

大会種別	限度額(1人当たり)	備考
オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会	50,000円	開催は国内外を問わない
国際大会	30,000円	国際オリンピック委員会(IOC)又は国際パラリンピック委員会(IPC)加盟団体、承認団体等が主催する世界選手権大会及び世界選手権大会に準ずる大会 海外開催に限る 国内開催の場合、交付額は国民体育大会及び全国大会の規定を準用する
その他国際大会	20,000円	上記国際大会以外の国際大会 海外開催に限る 国内開催の場合、交付額は国民体育大会及び全国大会の規定を準用する
国民体育大会及び全国大会	10,000円	予選会を勝ち抜き出場決定する全国規模の大

		会 県などの選抜による 出場の場合は、予選を経 なくともよい
--	--	---

2 チーム単位で申請があったときは、200,000円を上限とし、第1項の表の金額にチームの登録人数を乗じた金額とすることができる。

(交付申請の制限)

第7条 補助金の交付申請は、同一年度内において助成対象者1人につき1回限りとする。

(申請書の添付書類)

第8条 規則第8条第1項第6号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 大会要項

(2) 大会要項に規定された選手名簿又は参加申込書の写し(予選大会等の成績により選出又は国、県及びこれに準ずる組織から推薦されている場合は、その内容が分かるもの)

(報告書の添付書類)

第9条 規則第16条第1項第2号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 助成対象大会に出場し、その結果を確認できる書類

(2) 助成対象経費に係る領収書又は支払を証明する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に申請のあった助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。